

【新設】(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)

42 の 12 の 7-4 措置法第 42 条の 12 の 7 第 4 項に規定する税額控除限度額を計算する場合における情報技術事業適応設備の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。同条第 6 項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額を計算する場合における生産工程効率化等設備等の取得価額についても、同様とする。

(1) 法人が取得等をした情報技術事業適応設備につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度（以下「供用年度」という。）において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受ける場合 令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされた金額

(2) 法人が取得等をした情報技術事業適応設備につき、供用年度後の事業年度において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額を控除した金額

(注) 1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。

2 情報技術事業適応設備又は生産工程効率化等設備等（以下「情報技術事業適応設備等」という。）の供用年度において、当該情報技術事業適応設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、法人が、措置法第 42 条の 12 の 7 第 4 項の規定による税額控除限度額又は同条第 6 項の規定による生産工程効率化等設備等税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において基本通達 10-2-2（連結基本通達 9-2-3 を含む。）の取扱いの適用はないことに留意する。

【解説】

- 1 本通達においては、情報技術事業適応設備等の取得等に当たり、国庫補助金等が交付され、法人税法第 42 条《国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》又は第 44 条《特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》の規定による国庫補助金等の圧縮記帳を適用する場合における、本制度の税額控除の計算の基礎となる情報技術事業適応設備等の取得価額を明らかにしている。
- 2 本通達の本文(1)では、法人が情報技術事業適応設備の取得等をして事業の用に供した事業年度（供用年度）において国庫補助金等の圧縮記帳を適用した場合には、法人税法上の取得価額が圧縮記帳による損金算入額を控除した金額となるため（令 54③）、本制度の税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額も同様となることを明らかにしている。
- 3 本通達の本文(2)では、国庫補助金等の交付が必ずしも供用年度に行われるとも限

らないため、情報技術事業適応設備の供用年度後の事業年度に国庫補助金等の交付がある場合についての本制度の税額控除の計算の基礎となる取得価額を明らかにしている。基本的には供用年度において圧縮記帳をした場合と同様、圧縮記帳による損金算入額を控除した金額をその取得価額とすべきであるが、国庫補助金等の交付が翌事業年度以降であるため、圧縮記帳の適用を受けていない時点でその取得価額を算出しなければならないという問題が生ずる。

この点、一般に資産の取得等をした場合に交付されることとなる国庫補助金等は、交付される金額が取得段階で明らかにされているケースが大半であり、あらかじめ交付予定金額を見積もることが容易であるといったことを踏まえ、本制度の税額控除限度額の計算の基礎となる情報技術事業適応設備の取得価額は、その実際の取得価額（法人税法施行令第54条第1項各号《減価償却資産の取得価額》に掲げる金額）から当該交付予定金額を控除した金額によることとしている。なお、実際の補助金交付額が交付予定金額として見積もった金額と異なることも考えられるが、交付予定金額が供用年度終了の日において合理的に見積もられていることを前提として、再計算の必要はないことを、本通達の注書1において明らかにしている。

また、供用年度において情報技術事業適応設備の実際の取得価額を基礎として税額控除の適用を受けた法人については、国庫補助金等の交付を受けた事業年度において圧縮記帳の適用を受けることはできないことを、本通達の注書2において留意的に明らかにしている。

4 したがって、国庫補助金等の交付が供用年度後の事業年度となる場合には、供用年度において情報技術事業適応設備の実際の取得価額を基礎とした税額控除の適用を受けるか、又は国庫補助金等の交付される事業年度において圧縮記帳の適用を受けることとして供用年度において国庫補助金等相当額の圧縮後の取得価額を基礎とした税額控除の適用を受けるかを選択しなければならないこととなる。

5 なお、供用年度後の事業年度に国庫補助金等の交付を受ける見込みがある情報技術事業適応設備について本制度の特別償却の適用を受けた場合において、供用年度後の事業年度に国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受けるときは、実際の取得価額ではなく、国庫補助金等を受けた日における帳簿価額（既往の減価償却費が控除された金額）を基に圧縮限度額の計算を行うことで、特別償却をした部分についても圧縮記帳後の取得価額を基礎として計算した金額までの取戻しが行われることとなるため（基通10-2-2参照）、同一年度において国庫補助金等の圧縮記帳と本制度の特別償却の双方を適用する場合とのバランスを失するということはない。

そのため、供用年度後の事業年度に国庫補助金等の交付を受ける見込みがある情報技術事業適応設備について本制度の特別償却の適用を受ける場合については、その取得価額から国庫補助金等の交付予定見込額を控除する旨の取扱いは設けていない。

6 本通達の後段では、国庫補助金等の交付を受けて生産工程効率化等設備等の取得等を行った場合において、税額控除限度額の計算の基礎とするその生産工程効率化

等設備等の取得価額についても、上記 1 から 5 までの取扱いと同様の取扱いとなる旨を明らかにしている。

7 連結納税制度においても、同様の通達(連措通 68 の 15 の 7-4)を定めている。